

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月20日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第8条第1項
許認可等の種類	海岸保全区域内の行為の許可 (農政所管の区域内に限る。)
法令の定め	<p>第8条第1項</p> <p>海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <p>一 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。</p> <p>二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。</p> <p>三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。</p> <p>(関連条項)</p> <p>海岸法施行規則第4条 [申請書]</p> <p>海岸法施行細則第5条、第6条及び第7条 [申請図書]</p> <p>海岸保全区域等における風力発電施設等設置許可審査要領(平成24年3月9日付け砂防第992号農政部長、水産林務部長、建設部長通知) [審査基準] [申請図書]</p>
審査基準	<p>1 当該行為の内容が、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可するものである。</p> <p>2 風力発電施設等、再生可能エネルギー等の施設を設置する場合の審査基準については、上記のほか、海岸保全区域等における風力発電施設等設置許可審査要領の定めるところによる。</p>
標準処理期間	<p>総期間 30日・丹 (注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・丹 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 30日・丹 ()</p>
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
申請先	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
問い合わせ先	農政所農村振興局農村整備課災害復旧係(電話番号: 011-231-4111(内線27-628))
備考	<p>(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/shinsakijun.htm)</p> <p>※処分担当課欄、申請先欄の各総合振興局(振興局)から空知、上川を除く。</p> <p>なお、石狩、オホーツクは調整課指導企画係、十勝は、調整課財産管理係</p>